

上手な暮らし塾

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会 〜仁田地区南部連合自治会〜

今回おじゃました仁田地区南部連合自治会は、10月18日に大浦中学校で「ふれあい健康まつり」を開催。山本誠一連合自治会長にお話を伺いました。

◆このおまつりが始まったきっかけは？

「ふれあい健康まつり」は約20年前から続いています。それ以前は運動会を開催していましたが、高齢化率が上がり、開催が難しくなりました。しかし、皆が交流できるイベントは続けたかったので、住民同士の親睦を深めながら、住民の健康も守ってきたいということが始まりました。

会場には血圧・血管年齢や体力バランスなどが測れる健康チェックコーナーを設け、毎年皆さん健康に関心を持って参加してくれています。

◆今年は初めてキッズコーナーを設けたんですね。

これまで健康体操やグラウンドゴルフなど、高齢者向けの企画が多くある中で、子どもたちが楽しく遊べる空間を新たに作りたいと思い、キッズコーナーを設けました。

このキッズコーナーの運営主体は、連合自治会の7自治会の子ども会を統合して今年結成した「レインボー

クラブ」です。

名前の由来は、「7町7色、子どもたちと地域とのかけ橋、そして、地域同士のかけ橋」という思いから

きています。これから、連合自治会とレインボークラブが一緒になって、高齢者だけでなく子どもたちも喜んで、見守り活動に取り組んでいきたいと思えます。

山本会長、ありがとうございます。この地区では、バス停や学校などに花を植える「花いっぱい運動」にも力を入れているそうです。この活動を通して、子どもたちがよく挨拶をしてくれるようになったと山本会長は笑顔で話してくださいました。

このように、地域の皆さんが活動に参加・協力することで、住みよいまちづくりの輪が広がっていきます。あなたも、できることから参加してみたいかがでしょうか。

問い合わせ

自治振興課 ☎8229・1134



消費者

家庭教師と学習教材 〜高い勉強代になる前に〜

中学2年生の子どもの進学に備え、塾や家庭教師を検討していたAさん。そこに家庭教師の電話勧誘を受け、自宅に来てもらいました。

入会金は2万1千円、指導料は1時間3千円、週1回90分だと2カ月約1万8千円という説明を受け、その程度ならと1年間の契約をすることにしました。すると、中1〜中3の教材(38万円)も必要と説明され、高いと感じたAさんでしたが、そのまま契約を交わしました。

しかし「晩考えて高額な教材は不要と思い直し、翌日、消費者センターに相談し、クーリング・オフが可能だったため、無事解約することができました。

このように、家庭教師の相談ではセットで多量の教材の購入を迫られたり、中には家庭教師でなく教材の販売が本来の目的と思われるようなケースもあります。また、無料体験は良かったが、実際に担当する家庭教師が子どもに合わなかったというふうなトラブルもあります。

訪問販売での契約は、8日以内であればクーリング・オフが可能です。また、家庭教師で期間が2カ月を超えかつ金額が5万円を越えるものは

クーリング・オフに加えて中途解約ができます。この場合、家庭教師に必要な関連商品として購入した教材も併せて解約が可能です。

しかし、なかには教材の使用料が高額に設定されていて戻ってくるお金が少なかったり、教材を関連商品ではなく単なる「推奨品」と称して解約に応じなかったりするケースなども見受けられます。契約の際は、契約内容を書面によく確認し、解約に関する条項(中途解約など)については、特に注意して読むようにしましょう。

担当者の説明と事実が異なる場合など、契約を取り消せる可能性がありますので、クーリング・オフ期間が過ぎていても消費者センターにご相談ください。



■ご相談は消費者センター(メルカフさまち4階、相談専用 ☎8229・1134)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時〜午後5時です。12月29日(火)〜1月3日(日)、月曜日は休業(祝日の場合、直後の平日)。